

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市旅館業に関する条例の見直し等
(副題)

局課名： 保健局保健部生活衛生課

施策の目的	旅館やホテル、簡易宿所等の設置にあたって、周辺地域における生活環境の悪化を防止するため、地域の実情を踏まえる中で、尼崎市旅館業に関する条例の見直し等を行います。
現状・背景	○現在、本市においては尼崎市旅館業に関する条例に沿って旅館やホテル、簡易宿所等の営業について許可を与えています。 ○現行の条例では、施設の構造設備の基準や施設環境を保全すべき施設等を規定していますが、施設周辺における生活環境の悪化を防止する規定はありません。 ○こうした中、国においては、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に向け、令和8年1月に「旅館業における衛生等管理要領」を一部改正しており、各地域に対しては、その実情を踏まえ、必要な場合には条例改正等を行うなど、適切な対応を求めています。
課題	○本市には、地域の環境保持を目的として、住民説明会の実施などを求める要望が寄せられており、今後、施設周辺の生活環境への悪影響の防止に向け、条例の見直し等を行うためには、様々な行政部門に与える影響も考慮する中で、検討を進める必要があります。 ・商業・観光 ・騒音・振動、廃棄物 ・用途地域、住宅施策ほか
施策の策定にあたっての考え方	○国の「旅館業における衛生等管理要領」を参考にするとともに、庁内検討会議における各行政部門の考え方や市民・事業者の意見を踏まえて、条例の見直し案を策定していきます。
意見を聴取するポイント	○旅館やホテル、簡易宿所等を設置する際の、施設周辺の生活環境への悪影響を防止するための許可条件などを検討するにあたり、広く市民や事業者の意見を募ります。 今後は、国の「旅館業における衛生等管理要領」を参考に地域の実情に応じたルールを設定しますが、同要領には、条例等に規定する内容(案)について次のとおり例示されています。 ・連絡先の標識掲示等 (責任者に適切かつ迅速に連絡できるよう、営業者氏名、施設名称、連絡先等を記載した標識を設置するとともに、責任者を定める等の体制を整備する) ・周辺住民への説明 (旅館業の内容について、許可を受ける前に周辺住民へ説明する) ・宿泊者へのルール説明 (宿泊者に対する騒音・ごみ処理等に関するルールや施設の使用方法を説明する) ・宿泊者への注意 (宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為に対して、中止を求める)
市民意向調査 (ステップ2) の実施手法	令和8年9月に市ホームページにおいて意見募集を行います。
お問い合わせ先	保健局保健部生活衛生課 〒660-8501 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号 電話番号(TEL) 06-4869-3017 ファクス(FAX) 06-4869-3049 メールアドレス(Eメール) ama-kankyoeisei@city.amagasaki.hyogo.jp